

記入例

受付印



熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

平成 20 年 〇〇 月 〇〇 日

綾川町長 殿

住所 〒761-0000
綾川町〇〇××番地×

申告者氏名 (納税義務者) (名称) 〇〇太郎 印

電話番号 087 (〇〇〇) 〇〇〇〇

地方税法附則第15条の9第9項及び同条第10項に規定する熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、同条第11項及び綾川町税条例附則第10条の2第7項の規定に基づき、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の所在	綾川町〇〇××番地×		家屋番号 ××番×
種類	<input checked="" type="radio"/> 専用住宅 <input type="radio"/> 併用住宅 <input type="radio"/> 共同住宅		持家の種類 <input checked="" type="radio"/> 一戸建
構造	<input checked="" type="radio"/> 木造 <input type="radio"/> 非木造 () <input type="radio"/> 2階建		<input type="radio"/> マンション
延床面積	123.45 m ²	併用住宅にあつてはそのうちの住宅部分床面積	m ²
建築年月日	明治・大正・ <input checked="" type="radio"/> 昭和・平成 60 年 4 月 1 日		平成20年1月1日現在存在する住宅が必須要件
登記年月日	明治・大正・ <input checked="" type="radio"/> 昭和・平成 60 年 4 月 15 日		
熱損失防止改修工事完了年月日	平成 20 年 5 月 1 日		平成20年4月1日以降完了の工事が必須要件
熱損失防止改修工事の内容	<input checked="" type="radio"/> 窓 <input type="radio"/> 天井 <input checked="" type="radio"/> 壁 <input type="radio"/> 床		窓の断熱性を高める改修工事については必須要件
熱損失防止改修工事に要した費用	1,000,000 円		費用30万円以上の改修工事が必須要件
改修工事完了後3か月以内に申告書を提出することができなかった理由			
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに、 <input checked="" type="radio"/> 同意します <input type="radio"/> 同意しません いずれかに〇を記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくこととなります。		

添付書類 (地方税法施行規則附則第7条第8項第2号の規定に基づく書類)

熱損失防止改修工事証明書(建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書)

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額について

表面の記入例のとおり記入して申告書を提出してください。

1 提出先

綾川町税務課

☎ 087-876-5284

2 提出書類

この申告書と熱損失防止改修工事証明書を添付したうえで提出してください。

この制度の概要については次のとおりです。

1 概要

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の熱損失防止改修工事(以下「省エネ改修工事」といいます。)を行った場合、このことを綾川町に申告したものに限り、改修工事が行われた年の翌年度の固定資産税を3分の1減額します。

2 対象区域

綾川町内全域

3 対象となる住宅の要件

平成20年1月1日以前から所在する住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅です。ただし、賃貸住宅は除きます。

※この制度は、新築住宅に係る減額の特例措置及び住宅の耐震改修に係る減額の特例措置を受けている場合は適用されません。ただし、住宅のバリアフリー改修工事に係る減額の特例措置との併用は可能です。また1戸の住宅についてこの制度が適用されるのは1回限りです。

4 省エネ改修工事の要件

- (1) 改修工事に要した費用の額が1戸当たり30万円以上であること。
(改修工事以外の工事に要した費用が含まれている場合はその費用を除いた金額)
- (2) 窓の断熱性を高める改修工事を行うこと。
- (3) 窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事についても対象となります。
 - ア 天井等の断熱性を高める改修工事
 - イ 壁の断熱性を高める改修工事
 - ウ 床等の断熱性を高める改修工事

5 減額の対象

- (1) 省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税について、改修工事が行われた年の翌年度の税額を3分の1減額します。(1戸当たりの床面積が120㎡を超える場合は、120㎡相当分までが減額の対象となります。)
- (2) 併用住宅の場合は居住部分のみが減額の対象となります。

担当：〒761-2392
綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町税務課 固定資産税担当
電話：087-876-5284 (直通)